

高座清掃施設組合環境プラザ使用料金減免承認書

様

高座清掃施設組合

組合長

印

年 月 日付で申請のあった使用料金の【減免 免除】については、高座清掃施設組合環境プラザ条例施行規則第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 貸出室使用承認番号及び承認期日

2 使用期日 年 月 日

3 使用料金

4 減額割合

5 減免理由

- ※1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高座清掃施設組合 組合長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、当組合を被告として(訴訟において当組合を代表する者は組合長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。